

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、令和2年4月に策定した「広島中央環境衛生組合障害者活躍推進計画」の、令和5年度における取り組みの実施状況を以下のとおり公表します。

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備の取り組み

- ・ 障害者雇用推進者として、総務課長を選任している。
- ・ 令和5年度においては、障害のある職員がいないことから、障害者である職員の相談窓口の設置は行っていない。
- ・ 令和5年度においては、障害のある職員がいないことから、障害者職業生活相談員の選任は行っていない。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出の取り組み

- ・ 障害のある職員がいないことから、令和5年度においては、職務の選定・創出の検討は行っていない。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理の取り組み

- ・ 令和5年度においては、職員の募集はなかったが、次年度以降で職員募集を行う際は、障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けたり、障害者であることを理由に不採用とすることは行わない。
- ・ 令和5年度においては、障害のある職員がいないことから、特段の措置を講じることはなかったが、今後措置が必要となった場合、障害者の意見を踏まえつつ過重な負担とならない範囲で適切に対応していく。

(4) その他

- ・ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、受付・管理業務を委託することを通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進している。